

障害者差別禁止推進法が施行されるよ!

障害者差別禁止推進法



# NHK番組「鶴瓶の家族に乾杯」問題



和歌山教区の住職があつまり、話し合った

## 身元調査につながる 過去帳の閲覧は差別

NHKのテレビ番組「鶴瓶の家族に乾杯」(2012年5月7日放送)で、出演者の俳優のルーツを探すため、広島県の浄土真宗本願寺派の寺院を訪ね「過去帳」の閲覧を求めたところ、寺院が「これが過去帳」と「門徒明細簿」や「門徒戸数控」を開示するようすが放映された。

「過去帳」はこれまでに、身元調査に悪用されるなど部落差別につながる重大な

問題として、中央本部と広島県連はNHKと意見交換をおこなってきた。県連としても事態を重く受け止めて、和歌山教区での「過去帳」の取り扱いや身元調査に使われてきた経緯と本山および別院のとりくみにたいする話し合いを9月3日、鷲森別院でおこなった。藤本書記長から「テレビ放送によって『寺に行けば過去帳がみられる』という安易な考えが懸念される。過去帳が身元調査の道具とされてきたこと、死因(自死・病死等)が記されていたことなど、部落差別や個人情報漏えいに繋がる重大な問題として、取り扱いや普段の保管状況など各寺院でばらつきがあつては困る。これまでとりくんできたことが形骸化されないよう徹底した管理と各寺院での再点検をすることにも、和歌山同宗連の中核組織としてこれまで以上の役割を果たしていただくとともに、定期的な意見交換会をするなど再度、関係が深まるとりくみ」を訴えた。鷲森別院は「この問題はまったくもって差別問題であり、それ以外の何物でもない。『寺に行けば過去

帳が見られる」という意識を視聴者をもってしまふ可能性は十分に考えられる。私たち寺院の抱える課題が今回のことで浮き彫りとなり、10数年前より過去帳に関しての研修をおこなってきたが「過去帳の閲覧は差別に繋がる」ということを研修で徹底しなければならぬ。取り扱いについても、寺院の責任者が責任をもつて管理しており、閲覧は門徒の祖先のものだけを抜き取って見せているが、各寺院には再度、取り扱いに関する指導を徹底する。今後定期的な意見交換の場を設けて学習していきたい」と述べた。



崔榮繁さん (DPI日本会議)

### 高野山で 夏期講座

部落解放第44回高野山夏期講座が8月21日、23日、高野山大学松下黎明館ほかでひらかれ、支部・事務局から16人が参加した。全体講演のひとつに「障害者差別禁止法制度をめぐる動向」と題して、崔榮繁(障害者インターナショナル)

#### 連載 (23)

#### 「吾々は市政といかに闘うか」 — オール・ロマンス差別糾弾要項 —

部落差別とは観念ではなく、劣悪な生活実態であるという主張は、すでに全国水平社当時からみられた。しかし、この認識にもとづいて、「差別観念とは、正に、差別される実態の、即ちその存在の反映にすぎない。差別される実態が厳然として存在するとき、差別感のみを処断することの無意味さ」は明らかであると述べ、その責任が政治、とりわけ生活との関わりが深い行政、つまり「市政の中にある」として闘い「行政闘争を展開したのは、このオール・ロマンス糾弾闘争がはじめてである。この点からいって、この「糾弾要項」は、部落解放運動史上、はじめて行政闘争を理論づけた文書として重要な意義をもつ。

この「糾弾要項」作成を理論的に指導したのは朝田であるが、執筆者の中川が京都市役所で重要なポストにいたことも見のがすことはできない。戦時下に市役所に入った朝田は、光明

役所に入った朝田は、光明正道、松島吉之助、前沢平朗、大橋俊有、中川忠次、鈴木棋、岸田亨ら京都市の幹部職員と部落問題を通じて知己となるが、彼らは当時光明が助役であったのを始めとして要職についていた。このことが、高山市長の政治的姿勢の変化とあいまって中川による「糾弾要項」執筆を可能としたといえる。これは確かに京都における特別な事情といえるが、同時にそのことを越えて、行政闘争の性格を示唆するものでもある。なお、「糾弾要項」は、すでに部落解放同盟中央本部刊「部落解放運動基礎資料集VI」および部落問題研究所編「戦後部落問題の研究 第四巻」に収録されているが、両書とも数箇所脱落が認められる。本書では、部落問題研究所蔵の原本(B6判横綴、謄写印刷)を底本として用いた。

(おわり)

ル日本会議さん)より講演があった。憲法や障害者基本法には明確に「差別を禁止する」と記されているが、なにを差別とするのかわからない。「障害を理由にした差別」がなにかはつきりと決めて禁止する必要があると説明があった。